

**神奈川県最賃千円裁判傍聴記**（十六） 下山房雄（かながわ総研元理事長）

第4次厚木米軍基地爆音裁判の行政訴訟部分で初の夜間早朝飛行差し止め判決（ただし自衛隊機のみ差し止め 東京新聞社説5月23日タイトル「米軍に白旗でいいか」で批判されねばならなかった苦肉の判決）を行った佐村裁判長が、横浜地裁を転出したために裁判官交代となった裁判の2回目が8月4日に行われた。前回行われるべきだった石井浩（裁判長）、倉地康弘、穂苅学という判事新メンバーに対する「更新弁論」が三人の弁護士（12人で構成される弁護団の団長一小賀坂徹、最長老顧問格だがなお弁論一線で闘う大川隆司、毎回の裁判で裁判長とやりあう主任弁護士の田淵大輔）の陳述で今回なされた。

中央最賃審議会の今年の日安改訂答申（7月29日）を巡っての報道や要求運動展開があったことに加えて、夏休み自由研究の中高校生らしい人たちの参加もあり、抽選時10:15に行列に並んだ人は丁度百名で、当選の私を含め傍聴席は満席となった。10:30に開廷、新判事たちに佐村裁判長時の弁論を総括復習させる「更新弁論」が展開されて、11:05に終わる。弁論の解説、原告や東京（新宿 文京）など各地からの参加者挨拶が行われた恒例の「報告集会」の後、この日は特別に日本大通りの裁判所から馬車道の神奈川県労働局までのデモと1000分ハンガーストを含む座り込みがなされた。神奈川県労働局では、中賃提示の日安＝プラス19円を受けての神奈川県最低審議会が開かれていたのである。81歳の私は、デモまでの参加で申し訳なくも行動から引退。勿論そのためではないのだが、この日の地賃の審議決定は現行868円＋19円＝887円に留まる答申であった。

さて、今回裁判の中身を成す「更新弁論」のうち私が受け止めた特徴点を記しておこう。

- ①小賀坂さん：今日、非正規労働者が4割を占め、その少なからぬ部分が最低賃金ギリギリで働いている。その最賃が生保水準を下回っている現状は、憲法25条、27条への違反だ。この違憲状況を是正しようとして「生活保護法に係る施策との整合性に配慮」と定めた9条3項設定の2007年法改正が行われた。しかし、本訴被告の国は「すべての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることは、法9条3項の予定するところではない」と主張、行政裁量権をかざして正当化する誤った不公正な計算法による比較で、最賃<生保の乖離は解消したと強弁している。原告陳述にみる生活具体例に照らしても、憲法25条などへの違反は明白。
- ②大川さん：1) 憲法の生存権勤労権に基づく労働条件規制の領域での行政裁量権の限界  
2) 労基法1条の「人たるに値する生活」必要充足の観点から最賃金額を具体化する必要  
3) 遵守すべき関連国際条約では「労働者本人のみでなくその家族の生活をも保障できるように最低賃金の水準が設定」さるべきなのに、最賃行政ではその「観点が全く欠落」。家族生活維持の国際基準不充足どころか、単身「若年労働者の最低限度の生活保障という役割さえ果せない水準、すなわち「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法第37条の2）を裁判所が認定すべき水準、にまで低下している」つまり「二重の」違法状態。
- ③田淵さん：被告が許容されるべきと主張する行政裁量権は逸脱濫用があってはならぬところ、「労働者の生計費」の生保基準と最賃基準との比較技法決定の場で「支払能力」配慮の思想から「勤労控除」を無視するなどの5点の不合理的を容れており、生保基準に到達するには500円以上の不足となる状態を「逆転解消」と称している。そうした自由裁量は「到

底認められない」。

以上の①②は、佐村法廷で展開された弁論の復習であるが、②は弁論の現時点での新たな補強と私は理解した。三年前にこの裁判傍聴に参加した時点での私の認識は、法定最低賃金の金額はせめて働いている本人一人の自立自活の生活を保証するべきものとの思想のもとにあった。しかし、本訴各回法廷の原告陳述聴取を重ねるうちに、社会保障不備、住宅・教育などの有償市場経済傾斜の日本では、若年単身生計費のみならず一定モデル（例えば3人子供を夫婦で扶養として単身+1.5人=2.5人家族 等価可処分所得算出方法を援用すれば単身生計費の $\sqrt{2.5}$ 倍=1.58倍は必要）との比較で1000円要求が如何に謙虚なものかをPRすべしという思想に成った。昨年9月18日の神奈川最賃裁判第11回の傍聴記で「働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実を抛って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯=家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第」と書くに至ったのである。

＜すべての労働者について、最賃だけで生保基準が充足できる最賃金額決定をやっているわけではない＞というのが被告国側の主張なのだが、他方、原告側の公正な比較技法では例えば生保生活扶助基準では最高の一級地をとって「すべての労働者」が生保基準を充足するよう計算されている。しかし算術平均を使う中賃=厚労省方式では単身生計者でも65%は除外されてしまう。「すべて」と言わなくともせめて半分が救済される50%値=中位数を採用して「公正」を主張するくらいの良識があつてふつうと言えるのではないのか（第8回傍聴記の註参照）。そうした被告の非良識に加えて、これまでの被告原告の勝負では、家族持ち労働者については初めから最賃-生保比較の対象から外され、その意味で「すべての労働者」対象ではなかった。これからはできるだけ「すべての労働者」対象に広げるように家族扶養の労働者の生計も要因に入れての考察と主張をしていこうではないか。

ところで、被告国側の論の謬は余りにも明らかだが、それが判決で原告主張のとおりのものであると判定されるには、運動をもっと高め広めねばと改めて思わせる事象が、今回あった。マスコミの「発表ジャーナリズム」ぶりである。安倍政権の戦争政策への傾斜を批判し、従来見向きもしなかった政権批判のデモ集会もかなり報道するようになった「東京新聞」でさえ「働いて手にする賃金が生活保護の給付を下回る現象も課題だったが、逆転している五都道府県はやっと解消する」と書いた次第だ（7月31日社説「最低賃金改訂 貧困から抜け出す額に」）。因みに「赤旗」7月31日主張では「これまで生活費保護水準より最低賃金が低かった・・・5都道府県では「逆転」が解消する見込み」との叙述であった。逆転に鍵括弧をつけて＜当局発表ではそうだが実際は違う＞と解釈したいが、そう出来た読者は多くはないのではと考えた。私の購読紙はこの2紙なのだが、他紙はおして知るべしと判断してよいのだろう。裁判開始以来3年も闘ってきたのに、生保（単身者）>最賃の乖離が「時給にして500円以上、月額にして8万円以上」との原告側の主張が広まらず、欺瞞の当局発表しか報道に引かれぬ不公正状況が克服されないのはまことに残念という他ない。しかし挫けず頑張ろう!!

次回裁判は10月22日10:30～。そこに被告が今回法廷での原告主張への反論を提出せよとの裁判長の指揮であった。（2014年8月26日）